

岡山県中小企業振興審議会規則（昭和44年4月1日岡山県規則第21号）

（趣旨）

第1条 この規則は、岡山県附属機関条例（昭和27年岡山県条例第92号）第4条の規定に基づき、岡山県中小企業振興審議会（以下「審議会」という。）の運営、組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第2条 審議会は、次の各号に掲げる事項について調査審議し、その結果を知事に報告し、又は意見を具申する。

- 1 中小企業振興のための総合的施策に関すること。
- 2 倒産の防止に関すること。
- 3 業種別の構造改善に関すること。
- 4 科学技術の振興に関すること。
- 5 流通の合理化に関すること。
- 6 その他中小企業振興に関し必要な事項

（組織）

第3条 審議会は、委員25人以内で組織する。

- 2 委員は、関係業界の役職員、学識経験者、関係行政機関の職員その他相当と認める者のうちから知事が委嘱し、又は任命する。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、任期満了後であっても、新たに委員が委嘱され、又は任命されるまでは、その職務を行うものとする。

（会長及び副会長）

第5条 審議会に、会長及び副会長各1名を置き、委員のうちから互選する。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(専門委員)

- 第6条 審議会に、専門の事項を調査審議するため、専門委員を置くことができる。
- 2 専門委員は、学識経験を有する者その他適当と認める者のうちから知事が会長と協議して委嘱し、又は任命する。
  - 3 第4条の規定は、専門委員の任期について準用する。

(会議)

- 第7条 審議会は、会長が必要に応じ招集し、会長が議長となる。
- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
  - 3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

- 第8条 審議会は、その所掌事項を分掌させるため、部会を置くことができる。
- 2 部会に属する委員及び専門委員は、会長が指名する。
  - 3 部会に、部会長及び副部会長を置き、部会に属する委員及び専門委員のうちから互選する。
  - 4 部会長は、会長の指揮を受け、部務を掌理する。
  - 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。
  - 6 部会の運営その他に関し必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

(資料の提出等の依頼)

- 第9条 審議会及び部会は、その任務を行なうために必要があると認めるときは、関係行政機関、県内地方公共団体その他の関係者に対して、資料の提出又は出席、説明若しくは調査を依頼することができる。

(庶務)

- 第10条 審議会の庶務は、産業労働部産業企画課において行う。

(その他)

- 第11条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営等に関し必要な事項は、審議会が知事の承認を得て定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(関係規則の廃止)

2 岡山県科学技術審議会規則（昭和29年岡山県規則第40号）は、廃止する。

附 則（昭和49年規則第18号）抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和62年規則第48号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和63年規則第34号）抄

(施行期日)

1 この規則は、昭和63年5月1日から施行する。

附 則（平成3年規則第22号）抄

(施行期日)

1 この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成6年規則第15号）抄

(施行期日)

1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成14年規則第84号）

この規則は、平成14年8月1日から施行する。

附 則（平成16年規則第34号）抄

(施行期日)

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。